

津市監査委員告示第7号

平成19年6月28日に提出された「住民監査請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき監査を行った結果（結果通知日／平成19年8月24日）は、下記のとおりであるので、これを公表する。

平成19年8月28日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	平	岡	益	生
同	永	田		正
同	山	中	利	之

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成19年6月28日に受理した。

2 請求人

三重県津市 田中 守

3 請求の概要

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述及び新たに提出された証拠から、本件監査請求の概要は、以下のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成19年7月19日（木）に聴取した。

(1) 請求の要旨

津市長松田直久（以下「市長」という。）は、津たばこ販売協同組合（以下「津たばこ組合」という。）に対し、平成18年度喫煙環境整備事業補助金（以下「本件補助金」という。）80万円を支出したが、本件補助金に公益上の必要性は認められないため、本件補助金の支出は違法な公金の支出に当たる。

(2) 違法とする理由

本件補助金の支出が違法であるとする理由は、次のとおりとしている。

ア 公益上の必要性の欠如について

我が国は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（平成17

年条約第3号。以下「たばこ規制枠組条約」という。)を批准し、たばこ規制枠組条約が「たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする」としている社会情勢の中、「組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る」ことを目的としている津たばこ組合の活動に、地方公共団体が補助することに公益上の必要性(法第232条の2)があるとは認められない。

また、津たばこ組合の喫煙環境整備事業は、禁煙環境ではなく、喫煙環境を整備するものであり、喫煙を推進し、たばこの売上げの増進を図ることを目的としていることは明らかであることから、民間事業者の売上増を目的とする事業に公金から補助金を支出することに公益上の必要性を認めることはできない。

さらに、「平成18年度喫煙環境整備交付申請書」の「補助事業の目的及び効果」には「未成年喫煙防止対策の推進」が掲げられているが、たばこ販売事業者がたばこ販売に際して年齢の確認その他必要な措置を講ずべきことは、未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)で義務付けられていることから、これを公費で補助する必要性はない。

イ 公金の適正な管理を怠る事実について

市町村合併前の津市、久居市、美里村、安濃町及び一志町は、それぞれ平成17年度までの毎年、津たばこ組合に補助金を支出していたが、これらの補助金もたばこ売上増を目的とする補助であると見られる。

過去の津たばこ組合の総会議案(事業報告書及び損益計算書等)を見ると、これらの市町村からの補助金合計額より補助事業に要した額の方が少ないことから、当該補助金の一部が津たばこ組合の運営費に流用されていたことになる。

このような経緯の中、津地区合併協議会(当時。以下同じ。)は、平成16年6月23日に、津たばこ組合に対する補助金について「廃止の方向で調整するもの」として確認した。

当該補助金に公益性があるのなら、このような確認はなかったものであり、平成18年1月1日の市町村合併に際し、多くの合併条件のひとつとして、当該補助金が廃止されるという前提で、市町村合併が承認されたにもかかわらず、新津市においても本件補助金が支出された。

このことは、民主主義に反し、議員及び住民の存在を無視するものであり、少なくとも、津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「補助金交付規則」という。)第20条(委任)により、補助金

等の名称、目的、交付の対象及び補助率等を公表してからこれを支出すべきである。

これらのことから、本件補助金の支出は、公金の適正な管理を怠ったといえるものである。

ウ 本件補助金の調査及び交付決定の取消しを怠る事実について

本件補助金は、補助目的に応じた事業に対して補助する、いわゆる事業補助であるが、本件補助金の事業実績報告書には、補助目的に応じた事業の経費に充当されたという明細がなく、津たばこ組合通常総会における議案書（事業報告書及び損益計算書等）の内容とも相違しており、補助目的に見合うがごとく書き換えられている。

また、本件補助金は、補助対象経費と補助金額とが同額となっていることから、補助目的外の経費に使用されたことが疑われ、実地調査を行えば、補助金交付規則第9条（補助事業等の遂行）に違反している実態が明らかとなる。

このようなことから、市長は、補助金交付規則第18条に基づき職員に調査させることを怠り、その結果、本件補助金に補助金交付規則第15条に定める交付決定の取消事由があるにもかかわらず、その交付決定の取消しを怠っているものである。

(3) 市が被った損害

市は、本件補助金の支出相当額80万円の損害を被った。

(4) 求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、市長である松田直久及び津たばこ組合は連帯して、市が被った損害80万円を補填し、及びこれに対する民法所定の利息を支払わせるための必要な措置を講ずることを勧告するよう、請求するものである。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査の対象事項は、次のとおりとした。

- (1) 本件補助金は公益上の必要性を有するか否か。
- (2) 本件補助金に公金の適正な管理を怠る事実があるか否か。
- (3) 本件補助金の調査及び交付決定の取消しを怠る事実があるか否か。
- (4) 市が被ったとする損害の補填を求める措置請求に理由があるか否か。

2 監査対象部局

本件監査請求に関係する部局として、財務部市民税課（以下「市民税課」という。）を監査の対象とし、市民税課関係職員の陳述を聴取し、及び関係資料の提出を受けた。

3 監査対象部局の陳述

平成19年7月19日(木)に市民税課関係職員の陳述を聴取したところ、その要旨は次のとおりであった。

(1) 本件補助金の公益上の必要性について

近年の喫煙に対する社会的意識の変化に伴い、たばこの煙による健康被害の予防や公共の場所等における環境保全をはじめ、青少年の不良行為の入り口と考えられる未成年者のたばこ喫煙の未然防止を図ることは本市の重要課題である。

このような状況を踏まえ、津たばこ組合の実施する喫煙環境整備事業は、喫煙マナーの向上や未成年の喫煙を抑制する意識の高揚に向けた啓発活動をはじめ、公共の場所等における清掃美化活動などを実施するものであり、組合員の収益だけを目的としたものではなく、住民の健康維持、青少年の健全育成並びに地域の環境美化等の社会づくりを推進するのであり、よって、本件補助金は、法第232条の2に基づく公益上の必要性を有するものである。

(2) 公金の適正な管理を怠る事実について

市町村合併前の各市町村による津たばこ組合に対する補助金等について、津地区合併協議会が「廃止の方向で調整するもの」としたのは、廃止の方向で津たばこ組合と協議した上、調整するという趣旨であり、当該協議において津たばこ組合は、環境整備事業を継続していく意向であったことから、本市においては、段階的・年次的に本件補助金を削減し、廃止していくとしたものである。

平成18年度は、この段階的削減期間中にあり、本件補助金は、議会の議決を得た上、補助金交付規則に基づき、これを執行したものであるので、公金の適正な管理を怠るという事実はない。

(3) 本件補助金の調査及び交付決定の取消しを怠る事実について

津たばこ組合からは「平成18年度喫煙環境整備事業実績報告書」とその添付書類として津たばこ組合の「平成19年度通常総会議案」（以下「通常総会議案（市民税課受付分）」という。）及び津たばこ組合監事の署名押印付の喫煙環境整備事業の内容を記した書類が提出されている。

通常総会議案（市民税課受付分）の「平成18年度事業報告書」には、喫煙環境整備事業費が計上され、本件補助金を充当し、その決算額は本件

補助金の額を上回っている内容となっていたことなどから、本件補助金は使途目的に沿って適正に使用されたものと判断し、平成19年3月30日付けで本件補助金の額として80万円を確定したものであり、その事務の執行に瑕疵はない。

その後、平成19年7月4日付けで、監査委員から本件監査請求に係る通知を受けたことから、津たばこ組合に対し補助金交付規則第18条に基づく調査を開始したが、同月12日に、津たばこ組合から関係諸帳簿等の提出を受け、確認調査を実施したところ、通常総会議案（市民税課受付分）の内容と異なる「平成19年度通常総会議案」が存在することが判明した。

当該議案の事業報告書等には、本件補助金収入及び喫煙環境整備事業費が計上されていなかったことから、調査を継続していたところ、平成19年7月18日、津たばこ組合理事長の訪問を受け、本件補助金について「事務処理上の不備があり、市に迷惑をかけたので、本件補助金80万円を自主的に返納したい」旨の申出があった。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件補助金の支出等について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件補助金の支出について

津地区合併協議会は、平成16年6月23日に、市町村合併前の津市、久居市、美里村、安濃町及び一志町が、それぞれ津たばこ組合に対し、補助金又は助成金を交付（安濃町は平成16年度まで交付）していたことについて、「廃止の方向で調整する」ことを確認した。「事務事業詳細事項調整結果一覧」（6号様式）は作成されなかった。

市町村合併後、本市は、平成18年度津市一般会計予算案（総務費）において、本件補助金80万円を計上し、同予算案は、津市議会平成18年第1回定例会において可決、成立した。

市民税課は、平成18年5月11日に、津たばこ組合理事長から「平成18年度喫煙環境整備交付申請書」の提出を受けた。

当該交付申請書には、平成18年度事業計画として、喫煙環境整備事業（喫煙環境・マナー向上対策、未成年喫煙防止対策、美化（清掃）活動等）の概要及び収支予算書が記載されていた。

市長は、当該喫煙環境整備事業を、補助金交付対象事業として、補助金額を予算（80万円）の範囲内で取り扱うこととするため、平成18年6

月15日付けで「平成18年度津たばこ販売協同組合補助金に係る取扱いについて（伺い）」を決裁（以下「本件補助金取扱決裁」という。）した。

本件補助金に関し、補助金交付規則に定めるもののほかは、交付すべき補助金等の名称、目的、交付の対象及び補助率並びにその他補助金等に関し必要な事項を定めた要綱等は定められていないが、財務部長は、本件補助金取扱決裁を受け、補助金交付規則第4条に基づき本件補助金の交付決定をするため、平成18年6月20日付けで「平成18年度津たばこ販売協同組合の補助金交付について（伺い）」を決裁し、同日付けで「補助金等交付決定通知書」（津市指令市税第357号。以下「補助金等交付決定通知書」という。）を津たばこ組合理事長あてに通知し、市民税課長は、同日付けで「支出負担行為伺書」を決裁した。

補助金等交付決定通知書には、本件補助金を、喫煙環境整備事業以外には支出しないこととする条件が付された。

市民税課は、平成18年7月4日に、津たばこ組合理事長から「平成18年度喫煙環境整備事業補助金概算払申請書」及び「請求書」の提出を受けた。

市民税課長は、同日付けで「平成18年度喫煙環境整備事業補助金概算払について（伺い）」及び「支出命令書（概算払）」を決裁し、同月13日に本件補助金概算払額80万円が支出された。

市民税課は、平成19年3月30日付けで、津たばこ組合理事長から「平成18年度喫煙環境整備事業実績報告書」（以下「事業実績報告書」という。）及びその添付書類として通常総会議案（市民税課受付分）等の提出を受けた。

事業実績報告書には、喫煙環境整備事業を実施し、その経費に本件補助金を充当したことが記載されていた。

さらに、通常総会議案（市民税課受付分）の事業報告書等において、喫煙環境整備事業及び本件補助金に係る内容は、表1のとおりであった。

【表1】

事業報告書	1 収入の部 事業収入に「喫煙環境対策補助金」（80万円）、「販売手数料」、「業務受託手数料」等が計上されている。 2 費用の部 事業費に「喫煙環境整備事業費」（約119万円）、「販売促進費」、「受託業務費」等が計上されている。
-------	---

損益計算書	<p>1 利益の部 事業収入に「喫煙環境対策補助金」（８０万円）等が計上されている。</p> <p>2 損失の部 事業費に「喫煙環境整備事業費」（約１１９万円）等が計上されている。</p>
-------	--

財務部長は、事業実績報告書等について、補助金交付規則第１３条に基づき、本件補助金の交付すべき額を８０万円と確定するため、平成１９年３月３０日付けで「平成１８年度津たばこ販売協同組合への補助金額の確定について（伺い）」を決裁し、同日付けで「補助金等交付確定通知書」（津市指令市税第１７９５号）を津たばこ組合理事長あてに通知した。

(2) 津たばこ組合の平成１８年度事業実績について

請求人は、本件監査請求に係る新たな証拠として、津たばこ組合の「平成１９年度通常総会議案」の事業報告書等の写しを提出した。

その内容は、平成１９年５月１７日に開催された津たばこ組合通常総会で正式に可決・承認された「平成１９年度通常総会議案」（以下「通常総会議案（原本）」という。）の内容と相違ないことを確認した。

通常総会議案（原本）の事業報告書等において、喫煙環境整備事業及び本件補助金に係る内容は、表２のとおりであった。

【表２】

事業報告書	<p>1 収入の部 事業収入・事業外収入に「喫煙環境対策補助金」（８０万円）の計上がなく、「販売手数料」、「業務委託事業収入」等が計上されている。</p> <p>2 費用の部 事業費に「喫煙環境整備事業費」の計上がなく、「販売促進費」、「業務委託事業費」等が計上されている。</p>
損益計算書	<p>1 利益の部 (1) 事業収入・事業外収入に「喫煙環境対策補助金」（８０万円）の計上がなく、「販売手数料」、「業務委託事業収入」等が計上されている。 (2) 事業収入・事業外収入のほか、一般収入として「賦課金」、「賛助金」（８０万円）が計上されている。</p> <p>2 損失の部</p>

	<p>(1) 事業費に「喫煙環境整備事業費」の計上がなく、「販売促進費」、「業務委託事業費」等が計上されている。</p> <p>(2) 事業費以外の会議費、一般管理費等が計上され、その財源に一般収入の「賦課金」、「賛助金」等が充てられたよう計上されている。</p>
--	--

2 結論

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述及び新たに提出された証拠のほか、監査対象部局の陳述及び提出を受けた資料等を総合的に監査したところ、以下のとおり判断した。

(1) 本件補助金の公益上の必要性に係る主張について

「本件補助金に公益上の必要性はない」とする主張は、認めることができないと判断した。

(2) 公金の適正な管理を怠る事実に係る主張について

「本件補助金の支出は、公金の適正な管理を怠ったものである」とする主張は、認めることができないと判断した。

(3) 本件補助金の調査及び交付決定の取消しを怠る事実に係る主張について

「市長は、本件補助金の調査を怠っている」とする主張は、認めることができないと判断した。

「市長は、本件補助金の交付決定の取消しを怠っている」とする主張は、津たばこ組合は、本件補助金相当額を返還する旨申出し、市長はこれを承諾したことから、理由を失ったものと判断した。

(4) 市が被ったとする損害の補填を求める措置請求について

「市が被った損害80万円を補填し、及びこれに対する民法所定の利息を支払わせるよう勧告せよ」と求める措置請求については、理由を認めることができないと判断した。

3 結論に至った理由

(1) 本件補助金の公益上の必要性に係る主張について

請求人は、まず、「たばこ規制枠組条約が、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的としている社会情勢の中、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする津たばこ組合の活動を補助することに、法第232条の2が定める公益上の必要性があるとは認められない」と主張する。

たばこ規制枠組条約は、たばこの消費等による健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的として、平成17年2月27日

に発効し、日本国を含めその締約国は、公共の場所等におけるたばこの煙にさらされることからの保護のための効果的な措置、たばこの広告、販売促進等の包括的な禁止又は制限、未成年者に対するたばこ販売を禁止するための効果的な措置の実施等の義務を負うものである。

一方、本件補助金は「税収入の安定的確保を目指しながら、喫煙マナーの向上、未成年者の喫煙防止といった喫煙に関する環境整備が公益上必要」（本件補助金取扱決裁）であるという判断によるものであるが、このことについて市民税課は、市たばこ税収入の安定的確保は必要であるとしつつ、本件補助金は、公共の場所等における受動喫煙の防止や未成年者の喫煙による健康被害の防止を図ることを目的に、歩行喫煙や未成年喫煙の防止啓発活動などの喫煙環境整備事業の経費の一部を補助する趣旨であると説明している。

このような本件補助金の目的及び趣旨は、たばこ規制枠組条約第4条第1項（たばこの煙にさらされることから保護するため、適当な段階の政府において効果的な行政上の措置等が考慮されるべきであるとする）、第16条（未成年者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な行政上の措置等を実施すること）のほか、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条（受動喫煙の防止）及び同法第8条第2項に基づき定められた「津市健康づくり計画」（以下「健康づくり計画」という。）に係る、たばこによる健康被害への取組の趣旨に即したもので、補助の合理性及び公益性を欠くものではない。

さらに、本件補助金取扱決裁に「税収入の安定的確保を目指し」とあることについて、請求人は「喫煙環境整備事業は、たばこの売上げの増進を図ることを目的としており、民間事業者の売上増を目的とする事業に公金から補助金を支出することに公益性を認めることはできない」と主張しているが、平成18年度の市たばこ税収入は、約16億3,775万円にのぼっており、これを財源の1つとして、健康づくり計画に基づく受動喫煙の防止、未成年者の喫煙防止等の健康増進に係る様々な施策も進められていることから、本件補助金の趣旨として、間接的な意味で税収入の安定的確保を目指すことに不合理性はなく、かつ、公益性を損なうこともないと認められる。

また、津たばこ組合は、請求人が主張するように、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に定める事業協同組合で、たばこ販売事業者である組合員のために必要な協同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るこ

とを目的（津たばこ組合定款第1条）としているものであるが、補助金の交付対象事業を実施する主体の設立目的がそうであるからといって当該補助事業の公益性が否定されるものではなく、当該補助事業実施主体としての津たばこ組合への本件補助金の公益性は容認され得るものである。

さらに、喫煙環境整備事業の1つとしての「未成年喫煙防止対策の推進」について、請求人は「たばこ販売事業者がたばこ販売に際して年齢の確認その他必要な措置を講ずべきことは、未成年者喫煙禁止法で義務付けられていることから、これを公費で補助する必要性はない」とも主張するが、未成年喫煙防止対策の推進は、同法に基づく未成年の喫煙による健康被害を防止するなどの公益目的に沿ったものであることから、この公益目的実現のため、当該事業者に限定的な範囲で財政的援助を行うのであれば、主張される必要性がないと断じることはできない。

(2) 公金の適正な管理を怠る事実に係る主張について

請求人は「津たばこ組合への補助金等が廃止されるという前提で、市町村合併が承認されたにもかかわらず、新津市において本件補助金が支出されたことは、民主主義に反し、議員及び住民の存在を無視するもので、少なくとも補助金交付規則により、補助金等の名称、目的、交付の対象及び補助率等を公表してからこれを支出すべきであって、本件補助金の支出は、公金の適正な管理を怠ったものである」旨主張する。

津地区合併協議会は、津たばこ組合に対する補助金等を「廃止の方向で調整するもの」であることを確認しており、この確認の内容は、当該補助金等は新津市に引き継がないことを確認したものと解されるが、これを新市において、「段階的・年次的に廃止していく」（市民税課）としたことについては、「事務事業詳細事項調整結果一覧」が作成されていなかった以上、具体的に確認することは困難である。

こうした中、新市にあって、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の社会的・経済的事情をはじめ、各種の行政施策のあり方など諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断のもとに、補助の要否を決定する一定の裁量権が認められているものと解される以上、合併協議の結果が、本件補助金に係る市長の裁量権まで拘束すると解することは適当ではない。

さらに、先に見たように、本件補助金に公益上の必要性が認められ、市長の裁量権の逸脱又は濫用があったと断じるような不合理な事由を認めることができない上、本件補助金は、平成18年度津市一般会計予算案に「津たばこ販売協同組合補助金予算額800千円」（当初予算書説明資料）が計上され、同予算案が津市議会の議決を得、本件補助金が支出されたもので

あることから、本件補助金は、民主的正当性を備えたもので、市長に公金の適正な管理を怠る事実はないと判断する。

(3) 本件補助金の調査及び交付決定の取消しを怠る事実に係る主張について

請求人は「本件補助金は、補助目的外の経費に使用されたことが疑われ、実地調査を行えば、補助金交付規則第9条に違反している実態が明らかとなる」と主張する。

市民税課は、本件監査請求がなされたことにより、補助金交付規則第18条に基づく調査を実施し、その結果については、「本件補助金の支出が、他の事業に係る支出と区分して経理されていなかったことから、本件補助金の使途を正確に把握することはできなかった」としているが、先に見た事実によると、津たばこ組合が市民税課に提出した事業実績報告書に添付された通常総会議案（市民税課受付分）の事業報告書等の内容は、津たばこ組合の平成19年度通常総会で正式に可決・承認された通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容と異なるものであったことから、まず、通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容に照らし、検証した。

通常総会議案（原本）の事業報告書に計上される、喫煙環境整備事業に係る経費を含むべき事業費の財源は、事業収入と事業外収入が充てられているが、これらの収入の内訳を見ると、本件補助金の収入が計上されておらず、本件補助金以外の「販売手数料」（決算額約21万円）、東海たばこ販売協同組合連合会からの「業務委託事業収入」（同約102万円）等が計上されている（前記表2参照）。

一方、損益計算書（利益の部）を見ると、事業費の財源となる事業収入・事業外収入のほか、一般収入として「賦課金」（同約409万円）及び「賛助金」（同80万円）の収入が計上（同表参照）され、これら一般収入は、事業費に計上される経費以外の「会議費」（同約22万円）若しくは「一般管理費」（同約396万円）等の財源に充てられたよう記載されており、これを見る限りにおいて、本件補助金は喫煙環境整備事業に係る経費の財源に充てられたと認めることはできない。

そこで、法第199条第8項に基づき、平成19年8月16日（木）に、津たばこ組合理事長らの陳述を聴取するとともに、関係諸帳簿の提出を受けてその内容を確認した。

理事長らは、通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容について、「賛助金」の80万円が本件補助金であることを認める一方で、「本件補助金は、喫煙環境整備事業の経費に充てており、通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容が当該事業の経費に充てたようになっていないのは、経理事務

処理におけるミスである」とし、通常総会議案（市民税課受付分）の事業報告書等については、「通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容の誤りを訂正するために、今後の参考例として作成したものである」とした上、これを市民税課に提出したことについては、「故意ではなく、うっかり提出してしまった」と陳述した。

関係諸帳簿を確認したところ、喫煙環境整備事業に係る経費は総額で約 86 万円支出されていたものの、本件補助金に係る経費の支出と業務委託事業収入等本件補助金以外の収入に係る経費の支出と区分してこれを経理していなかったことから、本件補助金の使途を明確に確認することはできなかったが、津たばこ組合理事長は、津たばこ組合理事会の決定を受けて、平成 19 年 8 月 20 日付けで、市長に対し、「本件補助金は適正に使用したものの、経理事務処理の誤りとはいえ、住民監査請求がなされるに至ったことは、組合として遺憾であり、その意を表すため、本件補助金相当額 80 万円を、平成 19 年 8 月末日までに返還する」旨の申出を書面で提出し、市長は、同月 22 日付けでこの申出を承諾する旨書面で通知した。

市長の承諾により、津たばこ組合は事実上、平成 19 年 8 月末日までに本件補助金相当額を本市に納入する義務を負い、本件補助金相当額が本市に返還されることになることから、仮に請求人が主張する「本件補助金は、補助目的外の経費に使用された」とする事実があったとしても、市長に本件補助金の交付決定の取消しを怠る事実があると主張する主張は、理由を失ったものと判断した。

本件補助金の調査を怠る事実については、先に見たように、通常総会議案（市民税課受付分）の事業報告書等の内容は、喫煙環境整備事業の財源に本件補助金が充てられたように記載（前記表 1 参照）されており、財務部長及び市民税課長が、本件補助金額の確定及び精算を専決するに当たり、提出された事業報告書等を、事業実績を正しく表したものであると信じたとしてもやむを得ないと言うべきである。

このような経過から、専決権に基づく本件補助金の支出について、専決権者に瑕疵はなく、また、市長に補助金交付規則第 18 条に基づく調査に係る指揮監督上の義務違反があることも認められない。

（４）市が被ったとする損害の補填を求める措置請求について

「市が被った損害 80 万円を補填し、及びこれに対する民法所定の利息を支払わせるよう勧告せよ」と求める措置請求は、本件補助金に公益上の必要性が認められることに加え、本件補助金の使途は明確に確認することができなかったものの、喫煙環境整備事業を実施していることが認められ、

さらに、津たばこ組合は、本件補助金に係る経理事務処理の誤りに遺憾の意を表して、本件補助金相当額 80 万円を本市に返還する旨申し出、市長はこれを承諾したことから、請求人の措置請求については、理由を認めることができないと判断した。

第 4 意見

本件監査請求について監査の結果、市長に対し、次のとおり意見を提出する。

補助金等は、税金等の貴重な財源で賄われるものであることから、その使用については、法令及び補助金交付規則等に従い、効果的かつ効率的に使用されることはもとより、その透明性が確保されなければならない。

監査の結果は、本件補助金について、津たばこ組合がその相当額を返還することとなったが、本件補助金の使用に当たっての不透明さを浮彫りにしたと言わざるを得ず、住民が本市の補助行政に対し不信感を抱くおそれが懸念される。

特に通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容と異なる事業報告書等が事業実績報告書の添付書類として提出された経緯等について、津たばこ組合理事長らは「うっかり提出してしまった」と陳述したが、このことは、本件補助金が公金であることの認識が希薄であり、非常に遺憾であると言わざるを得ない。

津たばこ組合に対しては、平成 19 年度においても喫煙環境整備事業に係る補助金が既に 60 万円（概算払）支出されていることから、津たばこ組合が、当該補助金の使用について、他の事業の経理と分別して経理するなど、その使途の透明性が確保できるよう助言・指導の徹底を図るとともに、補助金交付額の確定に際し、厳密にこれを審査されたい。

以上